

下松市広報編集業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月

下松市地域政策課広報戦略係

第1 趣旨

下松市（以下「市」という。）は、下松市広報「潮騒」の発行について、企画、取材及び原稿作成を市が行い、DTP（Desk Top Publishing）による制作業務（以下「本業務」という。）の全てを事業者に委託して行います。

本業務を委託する事業者は、公募型のプロポーザルにより選定するものとします。

この実施要領は、プロポーザル参加事業者の募集について、必要な事項を定めたものです。なお、この実施要領と併せて公表・交付する仕様書、並びに様式集も本実施要領と一体の資料とし、これらを含めて「実施要領等」と称することとします。

第2 業務の概要

1 業務名

下松市広報編集業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 履行場所

市及び受託事業者の指定する場所

4 業務内容

別紙仕様書に記載

5 業務委託に要する費用（上限）

5年総額 33,000,000円（消費税込み）

6 再委託の禁止

本業務は受託者所属社員が行うものとし、第3者への再委託は禁止します。

第3 プロポーザル応募の方法

1 資格要件

応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の競争入札への指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から受託事業者の決定日までに、応募事業者の要件を欠く事態が生じたときは、失格とします。

3 その他

- (1) 応募事業者は、参加表明書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 応募事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。
- (4) 提出された書類は、提出書類の受付期間内に限り、訂正することができるものとし、その理由のいかんに関わらず、返却しません。なお、市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行う場合があります。
- (5) 市が提示する資料は、応募に係る検討及び課題提出以外の目的で使用することを禁止します。
- (6) 市が提出する資料及び質問への回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- (7) 実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じたときは、応募事業者に通知します。
- (8) 窓口での問い合わせ及び受付は、土・日曜日、祝日は行いません。また、時間を定めているもの以外は、8時30分～17時15分とします。

第4 手続き等

1 実施要領の公表

(1) 方 法 市のホームページにおいて実施要領等を公表します。

(2) 開始日 11月28~~7~~日（金）9時

2 質問の受付

(1) 方 法 業務内容質問書（様式2）により電子メールで提出し、電話連絡してください。メールタイトルは「下松市広報編集業務に関する質問書【業者名】」としてください。

(2) 期 間 11月28~~7~~日（金）9時から12月3日（水）の17時まで（必着）

3 実施要領等に関する質問に対する回答

12月4日（木）16時までに、全ての応募事業者に電子メールで通知します。

4 参加表明書及び提出書類の受付

(1) 方 法 窓口に持参又は郵送してください。

(2) 期 間 12月5日（金）9時から12月10日（水）17時まで（必着）

(3) 提出書類

① 参加表明書（様式1）・・・1部

② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・・・1部

③ 前年度分の国税の納税証明書（その3の3）、県税の納税証明書（山口県内に本社、営業所等がある場合）及び市税の完納証明書・・・1部（写し可）

④ 自治体広報紙受注実績一覧（様式3）・・・1部

* 令和7・8年度入札参加資格審査申請書を提出した者は②の提出は不要です。

5 課題原稿の提示

(1) 方 法 参加表明書を提出した者に電子メールで送付します。

(2) 提示日 隨時

6 デザイン提案書の提出

(1) 方 法 別紙「デザイン提案書の作成にあたって」に基づき提案書を作成し、窓口に持参又は郵送してください。

(2) 期 間 12月22日（月）9時から12月25日（木）17時まで（必着）

(3) 提出書類

① デザイン提案書 ・・・ 6部

② 業務実施体制計画書（様式4）・・・6部

③ 見積書（様式5）・・・1部

※ ①、②は、社名表記、又はそれに類する記載を一切行わないでください。

7 審査

下松市広報編集業務公募型プロポーザル審査委員会において最優秀提案者を選定します。審査は、デザイン提案書等による書類審査のみ実施します。ただし、審査会において必要と認められる場合は、応募事業者へのヒアリングを実施する場合があります。

8 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりです。

項目	配 点
課題（ア）「表紙」	10点
<ul style="list-style-type: none">● 「潮騒」ロゴは、下松市のイメージを反映しているか● 目次・表紙紹介文の文字が読みやすく、適切な場所に配置されているか	
課題（イ）「特集記事」	10点
<ul style="list-style-type: none">● タイトル・見出しが適切に設定され、段組みの基礎構成がしっかりとっているか● 文章に沿った適切な写真又は、イラストが選択され、全体のレイアウトがバランスよく整っているか	
課題（ウ）「トピックス記事」	15点
<ul style="list-style-type: none">● 複数の記事がページ内で調和し、読みやすいよう適切に割り付けられているか● 分かりやすくかつ簡潔に表現され、文章に応じて適切な写真又は、イラストが選択されているか	
課題（エ）「情報掲示板」（お知らせ）	10点
<ul style="list-style-type: none">● 略字・レイアウトに統一性があるか● 全体が読みやすく構成されているか	
課題（オ）「各コーナータイトルデザイン」	10点
<ul style="list-style-type: none">● 読者の目を引き、コーナーの内容をイメージできるデザインとなっているか	
共通	20点
<ul style="list-style-type: none">● 文字の大きさ・フォント、行間、改行位置などが適切で、読みやすく工夫されているか● 色使いは、コントラストがはっきりしているか● 過去の下松市広報「潮騒」を踏まえつつ、新たな変化を感じる紙面となっているか● 課題（ア）～（カ）において、一つの冊子として全体の調和がとれているか	
受託料の見積額	5点
提案者の実績および業務実施体制	20点

	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の遂行に必要な人材は確保されており、緊急時のバックアップ体制が確立されているか ● 過去 5 年の間に自治体広報紙の受注歴がある ● 周南地域（下松市・周南市・光市）に本店又は、支店を有す事業者であるか ● 制作工数が適切で、かつ、提出された課題が満足のいく水準を満たしているか
合 計	100 点

9 最優秀提案者の選定と審査結果の通知

審査委員会は非公開とし、評価項目の合計点が最も高い者を最優秀提案者に選定します。

最高得点を取得した者が複数ある場合は、業務実施体制の得点が最も高い者を最優秀提案者に選定します。この場合において、得点が同点である場合は、共通の得点が高い者を最優秀提案者に選定し、なお同点の場合は、くじ引きにより決定するものとします。

審査結果は、令和 8 年 2 月 20 日（金）（予定）にプロポーザル参加者全員に電子メール及び書面で通知します。

10 失格となるプロポーザル

- (1) 書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 実施要領等で指定する書類の作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 著しく信義に反する行為があったとき。

11 その他

- (1) 提出書類及び課題（以下「書類」という。）の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。
- (2) プロポーザルの取り扱い
 - (ア) 提出された書類は、最優秀提案者の決定以外の目的に使用しないものとします。
 - (イ) 提出された書類は、選定に係る公表等を行う以外には、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、下松市情報公開条例（平成 16 年条例第 6 号）等関連規定に基づき、公開する場合があります。
 - (ウ) 最優秀提案者の決定後、令和 8 年度からの新たな下松市広報「潮騒」のデザインとして採用する場合、委託業務開始日以前に、市と最優秀提案者との間で、細部の修正を行うものとします。
- (3) 契約の締結

最優秀提案者と本業務の契約交渉を行います。契約交渉が成立しない場合又は、市から契約に係る指名停止を受けた場合は、その者とは契約の締結を行いません。次順位の者が候補者として決定されている場合は、その候補者と契約交渉を行います。

(4) 長期継続契約

本業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものであり、契約の翌年度以降において、本業務における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承のうえ、プロポーザルに参加してください。この場合、市は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとします。

1.2 問い合わせ及び書類提出先

〒745-8585 山口県下松市大手町 3-3-3
下松市地域振興部 地域政策課 広報戦略係
TEL 0833-45-1802 FAX 0833-45-1849
E-mail kouhou@city.kudamatsu.lg.jp